

石川県公報

平成 28 年 12 月 26 日 (月曜日)

号 外

(第 97 号)

目 次

規 則		人事委員会	
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1	○石川県立学校処務規程の一部改正	11
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (同)	5	○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	11
訓 令		○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	20
○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課)	6	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び石川県職員及び石川県立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	22
環境部 (水道用水供給事業)		○平成二十八年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	25
○石川県企業職員就業規程の一部改正	10		
教育委員会			
○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	11		

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十七号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和二十五年石川県規則第五十九号) の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第3条関係)

給 料 表

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,900
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,800
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,600
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,500
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	285,300
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	287,100
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,900
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,800
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	292,500
	10	136,500	191,900	213,500	258,500	294,300
	11	137,500	193,200	215,100	259,700	296,000

12	138,600	194,300	216,500	260,900	297,800
13	139,400	195,500	217,800	262,000	299,400
14	140,400	196,600	219,300	263,100	301,100
15	141,400	197,700	220,800	264,100	302,700
16	142,400	198,800	222,100	265,200	304,200
17	143,500	199,900	223,100	266,300	305,800
18	144,700	201,000	223,900	267,600	307,400
19	145,900	202,000	224,800	268,700	309,100
20	147,100	203,000	225,800	269,700	310,900
21	148,200	204,000	226,700	270,700	312,200
22	149,400	205,100	228,200	271,800	313,600
23	150,600	206,200	229,500	272,900	315,000
24	151,800	207,200	230,600	274,000	316,500
25	153,000	208,100	232,100	275,000	317,900
26	154,500	209,000	233,400	276,100	319,400
27	156,000	209,700	234,700	277,200	320,800
28	157,500	210,600	236,000	278,300	322,200
29	158,900	211,500	237,100	279,300	323,800
30	160,400	212,700	238,300	280,400	325,000
31	161,900	213,700	239,600	281,400	326,300
32	163,400	214,600	240,800	282,400	327,500
33	164,900	215,300	241,900	283,300	328,600
34	166,700	216,500	243,200	284,200	329,500
35	168,500	217,600	244,300	285,300	330,600
36	170,300	218,800	245,500	286,400	331,800
37	172,100	219,600	246,800	287,100	332,900
38	173,800	220,800	248,100	288,000	334,000
39	175,500	222,000	249,400	289,000	335,000
40	177,200	223,100	250,700	289,900	336,000
41	178,800	224,000	251,800	290,800	337,000
42	180,200	225,200	253,100	291,800	338,000
43	181,600	226,200	254,300	292,800	339,000
44	183,000	227,300	255,600	293,700	340,000
45	184,500	228,400	256,500	294,400	340,900
46	185,900	229,500	257,600	295,300	341,900
47	187,300	230,600	258,800	296,200	342,900
48	188,700	231,700	259,900	297,100	343,900

	49	190,000	232,800	261,100	297,800	344,800
	50	191,200	233,900	262,300	298,400	345,700
	51	192,300	235,000	263,500	299,100	346,600
	52	193,500	236,200	264,500	299,900	347,400
	53	194,600	237,300	265,600	300,500	348,200
	54	195,700	238,300	266,700	301,300	349,000
	55	196,800	239,200	268,000	302,000	349,800
	56	197,900	240,200	269,200	302,700	350,500
	57	199,000	241,200	270,200	303,400	351,200
	58	200,000	242,200	271,200	304,100	352,000
	59	201,000	243,200	272,300	304,900	352,900
	60	202,000	244,100	273,300	305,600	353,600
	61	203,100	245,100	274,400	306,200	354,300
	62	204,000	246,100	275,500	306,900	355,000
	63	204,900	247,000	276,500	307,600	355,700
	64	205,800	247,900	277,600	308,300	356,400
	65	206,500	248,800	278,500	308,800	357,000
	66	207,300	249,600	279,300	309,300	357,500
	67	208,000	250,400	280,100	309,900	358,000
再任	68	208,800	251,100	280,900	310,600	358,500
用職	69	209,200	251,900	281,800	311,200	358,900
員以	70	209,800	252,500	282,600	311,600	359,400
外の	71	210,100	253,100	283,400	312,100	359,900
職員	72	210,700	253,600	284,100	312,600	360,400
	73	211,000	253,800	284,900	312,900	360,800
	74	211,600	254,200	285,600	313,400	361,300
	75	212,100	254,700	286,400	313,900	361,800
	76	212,900	255,200	287,200	314,300	362,300
	77	213,100	255,800	287,800	314,500	362,700
	78	213,800	256,200	288,300	314,800	363,200
	79	214,300	256,700	288,900	315,100	363,700
	80	214,900	257,200	289,300	315,400	364,200
	81	215,600	257,500	289,700	315,700	364,600
	82	216,100	257,800	290,100	316,000	365,100
	83	216,700	258,100	290,600	316,300	365,600
	84	217,400	258,400	291,100	316,600	366,100
	85	218,100	258,600	291,500	316,800	366,500
	86	218,700	258,800	292,100	317,200	367,000

87	219,300	259,100	292,700	317,500	367,500
88	220,000	259,400	293,300	317,700	368,000
89	220,500	259,600	293,600	317,900	368,400
90	221,100	259,800	294,100	318,200	368,900
91	221,700	260,200	294,600	318,500	369,400
92	222,300	260,400	295,000	318,800	369,900
93	222,700	260,700	295,400	319,000	370,300
94	223,200	261,100	295,900	319,300	
95	223,700	261,400	296,400	319,600	
96	224,200	261,700	296,900	319,800	
97	224,900	261,900	297,200	320,000	
98	225,400	262,200	297,600	320,300	
99	225,900	262,400	298,100	320,600	
100	226,400	262,700	298,600	320,800	
101	227,000	263,000	299,000	321,000	
102	227,500	263,200	299,400	321,300	
103	228,100	263,500	299,700	321,600	
104	228,700	263,800	300,000	321,800	
105	229,100	264,000	300,300	322,000	
106	229,600	264,200	300,700		
107	230,100	264,500	301,100		
108	230,500	264,700	301,500		
109	230,700	265,000	301,800		
110	231,100	265,300	302,200		
111	231,600	265,600	302,600		
112	232,100	265,800	302,900		
113	232,500	266,000	303,100		
114	233,000	266,300	303,400		
115	233,500	266,500	303,700		
116	234,000	266,700	303,900		
117	234,300	267,000	304,100		
118	234,700	267,400	304,400		
119	235,100	267,700	304,700		
120	235,500	268,000	304,900		
121	235,900	268,100	305,100		
122		268,400	305,400		
123		268,700	305,700		
124		269,000	305,900		

	125		269,100	306,100		
	126		269,400	306,400		
	127		269,700	306,700		
	128		270,000	306,900		
	129		270,100	307,100		
	130		270,400	307,400		
	131		270,700	307,700		
	132		271,000	307,900		
	133		271,100	308,100		
	134		271,400			
	135		271,700			
	136		272,000			
	137		272,100			
再任用職員		193,300	204,500	223,000	243,900	274,800

別表第七中

30	31	32	33	33	34	34	35	35	36
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 を

29	30	30	31	31	32	32	33	34	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 に

改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の石川県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十五年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
 第八条第二項中「又は特別養子縁組休暇」を「特別養子縁組休暇又は介護時間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第8号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

第72条第2項を削る。

第72条の4を第72条の5とし、第72条の3を第72条の4とし、第72条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間の手続)

第七十二条の三 職員は、勤務時間条例第十条の三第一項又は学校職員勤務時間条例第十一条の三第一項の規定による介護時間の承認を怠けようとするときは、あらかじめ介護時間承認請求書(別記様式第二十七号の二の三)により請求しなければならない。

第73条第2項中「第七十二条の三第三項」を「第七十二条の四第三項」に改める。

第81条中「第七十二条第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第3号2中「第七十二条第一項」を「第七十一条」に改め、同号中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 第七十一条の三の規定による部長等の介護時間の承認

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第5号2中「第七十一条第一項」を「第七十一条」に改め、同号中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 第七十一条の三の規定による所属職員の介護時間の承認

別表第2各出先機関の長共通の項第4号2中「第七十一条第一項」を「第七十一条」に改め、同号中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 第七十一条の三の規定による長及び所属職員の介護時間の承認

別記様式第27号の2を次のように改める。

別記様式第27号の2 (第72条関係)

介 護 休 暇 承 認 請 求 書

年 月 日

石 川 県 知 事 様

請 求 者 所 属 _____
 職 _____
 氏 名 _____

次のとおり介護休暇の承認を請求します。

1 要介護者に関する事項		2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
氏 名			
続 柄			
同 ・ 別 居	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居		
介護が必要となった時期	年 月 日		

3 指定期間の請求・指定

第 1 回					第 2 回				
請求の期間	請求日	本人印	※決裁	※期間	請求の期間	請求日	本人印	※決裁	※期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
※備考					※備考				
第 3 回									
請求の期間	請求日	本人印	※決裁	※期間					
年 月 日から 年 月 日まで				月 日					
※備考									

4 指定期間の延長・短縮

第 1 回					第 2 回				
請求の末日 (変更後)	請求日	本人印	※決裁	※期間 (変更後)	請求の末日 (変更後)	請求日	本人印	※決裁	※期間 (変更後)
年 月 日まで				月 日	年 月 日まで				月 日
※備考					※備考				
第 3 回									
請求の末日 (変更後)	請求日	本人印	※決裁	※期間 (変更後)					
年 月 日まで				月 日					
※備考									

5 請求期間等

請 求 の 期 間				請 求 年月日	本人印	※承認の 可 否	※決 裁	※備考
年 月 日	時 間	日・時間数						
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時					

6 取消し等の期間

休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間			本人印	※決 裁	※備 考
年 月 日	時 間	日・時間数			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 時			

備考

- 1 要介護者の状態が確認できる書類（診断書等）を添付すること。
- 2 該当する□に、レ印を記入すること。
- 3 「介護が必要となった時期」欄の記入に当たっては、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- 4 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなつた状況及びその内容が明らかになるように、具体的に記入すること。
- 5 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第27号の2の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第27号の2の3 (第72条の3関係)

介 護 時 間 承 認 請 求 書

年 月 日

石 川 県 知 事 様

請 求 者 所 属 _____

職 _____

氏 名 _____

次のとおり介護時間の承認を請求します。

1 要介護者に関する事項		2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
氏 名			
続 柄			
同 ・ 別 居	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居		
介護が必要となった時期	年 月 日		

3 請求期間等 (※連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで)

請 求 の 期 間			請 求 年月日	本人印	※承認の 可 否	※決 裁	※備 考
年 月 日	時 間						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分					
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分					
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分					
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分					
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分					

4 取消し等の期間

休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間		本人印	※決 裁	※備 考
年 月 日	時 間			
年 月 日から	時 分～ 時 分			
年 月 日まで	時 分～ 時 分			
年 月 日から	時 分～ 時 分			
年 月 日まで	時 分～ 時 分			
年 月 日から	時 分～ 時 分			
年 月 日まで	時 分～ 時 分			
年 月 日から	時 分～ 時 分			
年 月 日まで	時 分～ 時 分			
年 月 日から	時 分～ 時 分			
年 月 日まで	時 分～ 時 分			

備考

- 1 要介護者の状態が確認できる書類(診断書等)を添付すること。
- 2 該当する口に、レ印を記入すること。
- 3 「介護が必要となつた時期」欄の記入に当たっては、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- 4 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなつた状況及びその内容が明らかになるように、具体的に記入すること。
- 5 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第27号の3中「第72条の3関係」を「第72条の4関係」に改める。

別記様式第27号の4中「第72条の3、第72条の4関係」を「第72条の4、第72条の5関係」に改める。

別記様式第27号の5及び別記様式第27号の6中「第72条の3、第72条の4、第73条関係」を「第72条の4、第72条の5、第73条関係」に改める。

別記様式第27号の7中「第72条の3関係」を「第72条の4関係」に改める。

別記様式第27号の7の2中「第72条の4関係」を「第72条の5関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

環境部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第3号

石川県企業職員就業規程(昭和46年石川県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

第7条中「及び特別養子縁組休暇」を「、特別養子縁組休暇及び介護時間」に改める。

第11条第12号中「子」の次に「(育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第15号、第16号、第21号並びに別表第4号、第7号、第8号及び備考5において同じ。)」を加える。

第11条の2第1項中「もの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 2親等の親族(祖父母、孫及び兄弟姉妹以外の者にあつては、職員と同居している者に限る。)

第11条の2第2項中「は、」の次に「要介護者の各々が」を加え、「連続する6月の期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で所属長が指定する期間(第11条の4第2項において「指定期間」という。)」に改める。

第11条の8を第11条の9とし、第11条の4から第11条の7までを1条ずつ繰り下げ、第11条の3の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第11条の4 職員が要介護者の介護をするため、休暇を請求した場合は、1日の勤務時間の一部につき介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

第13条の3第3項中「第11条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「」及び「」という。)」を削る。

別表備考4中「親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同法第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規

定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)]
を加え、同表備考中 4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 を 2 とし、2 の前に次のように加える。

- 1 親族が死亡した場合において、第 1 号の血族一親等の直系卑属及び姻族一親等の直系卑属には、育児休業法
第 2 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含むものとする。

附 則

この規程は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第 3 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等処務規程 (昭和41年石川県教育委員会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

石 川 県 教 育 委 員 会

第70条第 2 項を削る。

第70条の 2 の 3 を第70条の 2 の 4 とし、第70条の 2 の 2 を第70条の 2 の 3 とし、第70条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(介護時間の手続)

第七十条の二の二 職員は、勤務時間条例第十条の三第一項の規定による介護時間の承認を欲するときは、あらかじめ介護時間承認請求書により請求しなければならない。

第70条の 3 第 2 項中「第七十条の二の二第三項」を「第七十条の二の三第三項」に改める。

別表第 2 本庁の課長の共通的専決事項の表第 18 号(1)及び別表第 4 出先機関等の長の共通的専決事項の表第 12 号(1)中「第七十条第一項及び第七十条の二」を「第七十条、第七十条の二及び第七十条の二の二」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会訓令第 4 号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程 (昭和41年石川県教育委員会訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

石 川 県 教 育 委 員 会

第32条の 2 第 2 項を削る。

第32条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

(介護時間の手続)

第三十二条の二の三 職員は、勤務時間条例第十一条の三第一項の規定による介護時間の承認を欲するときは、あらかじめ介護時間承認請求書により請求しなければならない。

別表第 2 第 9 号(1)中「第32条の 2 第 1 項及び第32条の 2 の 2」を「第32条の 2、第32条の 2 の 2 及び第32条の 2 の 3」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十三号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「同条に規定する就業促進定着手当」を「同号ロに該当する者に係る就業促進手当(就業促進定着手当に限る。)」に、「同法第五十六条の三第二項第二号」を「同項第二号」に、「又は同項第六号に掲げる金額に係る」を「同項第六号に掲げる金額に係る退職手当のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給願に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記第二十一号の様式による求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給願に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記第二十一号の様式による求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)」に、「受給資格証又は」を「受給資格証、高年齢受給資格証又は」に改め、同条第二項中「受給資格証」の下に「高年齢受給資格証」を加える。

別記第五号様式(裏) 任命権者の記載心得中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項」に改める。

別記第十号様式(表)中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」と、「労働者派遣機関」を「派遣元事業主」に、「職業相談等」を「職業相談、職業紹介等」と、「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

別記第十三号様式(表)中

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練
	(3) 期間		(4) 昼夜間の別 昼間・夜間

を

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
	(3) 期間		(4) 昼夜間の別 昼間・夜間	

に改める。

別記第十五号様式(表)中

就業手当支給日数	早期就業支援金支給日数
----------	-------------

 を

就業手当支給日数

 に改める。

別記第十六号様式(表)中「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)」を「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)」に改め、同様式(裏)注意事項3中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 船員法による傷病手当

別記第十六号の様式(表)及び別記第十七号様式(第一面)中

退職年月日	年月日	受給期限日	年月日
-------	-----	-------	-----

 を

退 職 事 由			
求 職 年 月 日	年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日

と

改める。

別記第十七号の「様式(兼)」を次のように改める。

別記第17号の2様式 (第24条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで	高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)						
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をされましたか。	イ し た ロ し な い	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。					
②失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。							
イ 探 し た	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。						
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容			
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等						
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。						
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機 (イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	応募の結果	
ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)						
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()					
④就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就 職 ロ 自 営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)				
		月 日より就職 (予定)					
		月 日より自営業開始 (予定)					
石川県職員の退職手当に関する規則第24条第1項において準用する第16条第1項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿							
高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名							㊞
※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 ~ 年 月	認定日数	日	連絡事項	取扱者印	

別記第十七号の二様式(裏)中注意事項5を注意事項7とし、注意事項4の次に次のように加える。

5 ②欄のイに○印を付けた人は、②欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。

6 ②の(2)欄には、②の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

別記第十七号の二様式(裏)注意事項7の次に次のように加える。

8 ※印欄には、記載しないこと。

別記第十八号様式(表)中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」と、「労働者派遣機関」を「派遣元事業主」

に、「職業相談等」を「職業相談、職業紹介等」と

- | |
|---------------|
| (1) 公共職業安定所紹介 |
| (2) 自己就職 |

を

- | |
|-----------------------|
| (1) 公共職業安定所紹介 |
| (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 |
| (3) 自己就職 |

に改め、同様式(裏)注意事項5の次に次のように加える。

6 ※印欄には、記載しないこと。

別記第十八号の二様式(裏)注意事項1中「受給資格者証」を「受給資格証」に改め、同様式(裏)注意事項7中「3欄」を「4欄」に改め、同様式(裏)注意事項8の次に次のように加える。

9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第十八号の三様式(表)中「を受給したことがない」を「のいずれも受給したことがない」に改め、同様式(裏)注意事項1中「(提出期限)」及び「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。」を削る。

別記第十八号の四様式(裏)注意事項1中「再就職手当」の次に「に相当する退職手当」を加え、「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。」を削り、同様式(裏)注意事項3及び5中「再就職手当」の次に「に相当する退職手当」を加える。

別記第十九号様式(表)中「を受給したことがない」を「のいずれも受給したことがない」に改め、同様式(裏)注意事項1中「(提出期限)」及び「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。」を削り、同様式(裏)注意事項2中「受給資格証」の次に「高年齢受給資格証」を加える。

別記第二十号様式(裏)中注意事項6を注意事項7とし、注意事項5を注意事項6とし、注意事項4を注意事項5とし、注意事項3を注意事項4とし、注意事項2を注意事項3とし、同様式(裏)注意事項1中「受給資格証」の次に「高年齢受給資格証」を加え、同様式(裏)中注意事項1を注意事項2とし、注意事項2の前に次のように加える。

1 この支給額は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。

別記第二十一号様式中「広域求職活動費」を「求職活動支援費(広域求職活動費)」に改め、同様式注意事項1中「広域求職活動の指示を受けた」を「公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した」に改める。

別記第二十一号様式の次に次の二様式を加える。

別記第21号の2様式 (第26条関係)

(表)

求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当支給願

申請者	氏 名			性別	男・女	受給資格証番号	
	住 所 又 は 居 所						
講 座	教育訓練施設の名称	講 座 名	受講開始 年 月 日	受講修了 年 月 日	当該講座に関連 する公的資格		受講費 (入学 料含む。) (円)
					資格名 〔 〕 分類 <input type="text"/> (1~9) 裏面参照		円
<p>石川県職員の退職手当に関する規則第26条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>							
※ 処 理 欄	支給決定年月日 年 月 日			計 算 欄		支給額 (円)	
							円
備 考							

(裏)

注意事項

- 1 この支給願は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に2の確認書類を添付して、本人が、原則として、任命権者に提出すること。
- 2 支給願に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と支給願の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
 - (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）」を、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
 - (3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」又は「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）
- 3 支給願の記載について
 - (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他
 - (2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書（又はクレジット契約証明書）」の両方に記載された額と同一額となつていることを確認すること。
なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となつていることを確認すること。
 - (3) ※印欄には、記載しないこと。

別記第21号の3様式 (第26条関係)

(表)

求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給願

申請者	氏 名		性別		男・女	受給資格証番号			
	住 所 又 は 居 所								
保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用 (自己負担分) (円)
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※(01~14)裏面参照		日	円
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※(01~14)裏面参照		日	円
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※(01~14)裏面参照		日	円
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※(01~14)裏面参照		日	円
<p>石川県職員の退職手当に関する規則第26条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>									

※ 処 理 欄	支給決定年月日		年	月	日		
	項番	計 算 欄				支給額 (円)	
	①					円	
	②					円	
	③					円	
	④					円	
	合計					円	

備考	
----	--

(裏)

注意事項

1 この支給願は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に2の確認書類を添付して、本人が、原則として、任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給願を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。

2 支給願に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と支給願の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払をクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）」を、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3 支給願の記載について

(1) 「保育等サービス」欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものでないものは、記載しないこと。

(2) 「保育等サービス」欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) 「保育等サービス」欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	07 事業所内保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	08 一時預かり事業	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	09 子育て短期事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	10 子育て援助活動支援事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	(ファミリー・サポート・	(認可外保育施設が行う保育等)
06 居宅訪問型保育	センター事業)	

(4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書（又はクレジット契約証明書）」の額と同一額となつていることを確認すること。

(5) ※印欄には、記載しないこと。

附 則

1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 改正前の石川県職員の退職手当てに関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお旧分の間、所定の調整をして使用することとなる。

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 十 四 号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の二百」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

別表第八ホの表中

32	32	32	33	34	35	36	37	37	38	38	39	39	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

32	32	32	33	33
----	----	----	----	----

34	34	35	35	36	36	37	38	39
----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

別表第十二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第12(第53条の6関係)

初 任 給 調 整 手 当 額 表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	30,300
1 年 以 上 2 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	30,300
2 年 以 上 3 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	30,300
3 年 以 上 4 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	30,300
4 年 以 上 5 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	30,300
5 年 以 上 6 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	28,300
6 年 以 上 7 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800	26,300
7 年 以 上 8 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000	24,200
8 年 以 上 9 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200	22,200
9 年 以 上 10 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400	20,200
10 年 以 上 11 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600	17,200
11 年 以 上 12 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800	14,100
12 年 以 上 13 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000	11,100
13 年 以 上 14 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200	8,100
14 年 以 上 15 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,800	5,100
15 年 以 上 16 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800	
20 年 以 上 21 年 未 満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600	

25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200	

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

第五十四条の前の見出しを削り、第五十三条の九の次に次の見出し及び一条を加える。

(扶養手当)

第五十三条の十 条例第九条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

第七十一条第一号中「百分の百八十」を「百分の百七十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百十」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改める。

附則中第十六項を第二十項とし、第十五項の次に次の見出し及び四項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第六項から第八項までの規定が適用される間の読み替え)

16 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第五十五条及び第五十七条の四第二号中「条例第十条第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年石川県条例第三十七号)附則第六項の規定により読み替えられた条例第十条第一項」とする。

17 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第五十五条及び第五十七条の四第二号中「条例第十条第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年石川県条例第三十七号)附則第七項の規定により読み替えられた条例第十条第一項」とする。

18 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第五十五条及び第五十七条の四第二号中「条例第十条第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年石川県条例第三十七号)附則第八項の規定により読み替えられた条例第十条第一項」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

19 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年石川県条例第三十七号)附則第八項の規定により読み替えられた条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(以下「給与規則」という。)第七十一条の改正規定を除く。)による改正後の給与規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の給与規則(以下「改正後の給与規則」という。)第七十一条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(経過措置)

- 4 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の給与規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の給与規則(以下「改正前の給与規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、改正前の給与規則の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同項中同号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 勤務時間条例第十条の三第一項又は学校職員勤務時間条例第十一条の三第一項の規定による介護時間を与えられて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
別表第十三中

法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下
勤務時間条例第6条及び学校職員勤務時間条例第7条に規定する介護休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下

を

法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
勤務時間条例第6条及び学校職員勤務時間条例第7条に規定する介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	

に改める。

(石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会

規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。第十一条第四号及び第十三条の四第三項において「育児休業法」という。」を加える。

第十一条第四号中「子」の下に「(育児休業法第二条第二項において子に含まれるものとされる者(別表第二備考2において「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第十号、第十三条第二項第一号、第十五条第一項第二号及び第五項、第十六条第七項及び第八項第二号並びに別表第二第十号及び備考3を除き、以下同じ)」を加え、同条第九号中「条例第十条第一項」を「要介護者(条例第十条第二項)に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という)を「要介護者をいう。以下同じ)」に改める。

第十三条第二項第二号を次のように改める。

二 二親等の親族(祖父母、孫及び兄弟姉妹以外の者にあつては、職員と同居している者に限る。)

第十三条第三項中「は、」の下に「要介護者の各々が」を加え、「連続する六月の期間」を「三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で任命権者等が指定する期間(以下「指定期間」という。))」に改め、同条第五項中「の範囲内」を「(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間を与えられて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間」に改め、同条中同項を第十一項とし、第四項を第十項とし、第三項の次に次の六項を加える。

4 条例第十条第一項及び学校職員条例第十一条第一項に規定する請求は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者等に対し行わなければならない。

5 任命権者等は、前項の規定による指定期間の指定の請求があつた場合には、当該請求による期間の初日から末日までの期間(第八項において「請求の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

6 職員は、第四項の請求に基づき前項若しくは第八項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の請求(短縮の指定の請求に限る。)に基づき次項若しくは第八項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを請求することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者等に対し請求しなければならない。

7 任命権者等は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の請求があつた場合には、第五項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該請求に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

8 第五項又は前項の規定にかかわらず、任命権者等は、請求の期間又は第四項の請求に基づき第五項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第六項の規定による指定期間の延長の指定の請求があつた場合の当該請求に係る末日までの期間(以下この項において「延長請求の期間」という。)の全期間にわたり介護休暇を与えることができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、請求の期間又は延長請求の期間中の一部の日が介護休暇を与えることができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

9 指定期間の通算は、歴に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十三条に次の一項を加える。

12 介護休暇を請求しようとする場合において、一回の指定期間について初めて介護休暇を請求しようとするときは、二週間以上の期間(当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間)について一括して請求しなければならない。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十三条の四 介護時間の時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、一日につき二時間の範囲内で必要と認められる時間とする。

2 介護時間の単位は、三十分とする。

3 介護時間は、一日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続した二時間(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業並びに条例第十条の二第二項第三号及び学校職員条例第十一条の二第二項第三号の規定による特別養子縁組休暇(以下この項において「部分休業等」という。)の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

別表第二備考4中「親」の下に「(当該子について民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者(同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。」を加え、同表備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 第一号の血族一親等の直系卑属及び姻族一親等の直系卑属には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則別表第十三の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の介護休暇の期間について適用し、施行日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

(勤務時間規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号。附則第十項において「条例」という。)第十条第一項及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。附則第十一項において「学校職員条例」という。)第十一条第一項の規定により介護休暇を与えられた職員であつて、施行日において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して六月を経過していないもの(以下「職員」という。)の当該介護休暇に係る第二条の規定による改正後の石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(以下この項において「勤務時間規則」という。)第十三条第三項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)については、勤務時間規則第二条の二第三項に規定する任命権者等(以下「任命権者等」という。)は、初日から当該職員の請求に基づく施行日以後の日(初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

- 4 指定期間の指定の請求は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者等に対し行わなければならない。

- 5 任命権者等は、前項の規定による指定期間の指定の請求があつた場合には、初日から当該請求による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 6 職員は、附則第四項の請求に基づき前項若しくは附則第八項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の請求(短縮の指定の請求に限る。)に基づき次項若しくは附則第八項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを請求することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者等に対し請求しなければならない。

- 7 任命権者等は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の請求があつた場合には、初日から当該請求に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 8 附則第五項又は前項の規定にかかわらず、任命権者等は、施行日から附則第四項の規定により請求した指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下この項において「施行日以後の請求の期間」という。)又は附則第四項の請求に基づき附則第五項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第六項の規定による指定期間の延長の指定の請求があつた場合の当該請求に係る末日までの期間(以下この項において「延長請求の期間」という。)の全期間にわたり介護休暇を与えることができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の請求の期間又は延長請求の期間中の一部の日が介護休暇を与えることができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 9 附則第三項の規定による指定期間の指定の請求は、施行日前においても行うことができる。

(給与条例附則第二十五項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する条例の読替え)

- 10 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号。次項において「給与条例」という。)附則第二十五項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する条例第十条の三第二項において準用する第十

条第二項の規定の適用については、同項中「第十六条」とあるのは、「附則第二十七項」とする。

(給与条例附則第二十五項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する学校職員条例の読替え)

- 11 給与条例附則第二十五項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する学校職員条例第十一条の三第二項において準用する第十一条第二項の規定の適用については、同項中「第十六条」とあるのは、「附則第二十七項」とする。

平成二十八年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 十 六 号

平成二十八年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「平成二十六年改正条例」という。)附則第八項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十八年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同項から平成二十六年改正条例附則第十項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年石川県条例第三十七号。以下「平成二十八年改正条例」という。)の施行の日をいう。
- 三 給与条例 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)をいう。
- 四 改正後の給与条例 平成二十八年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例をいう。
- 五 改正前の給与条例 平成二十八年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定(第四条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料(人事委員会の定める場合におけるものに限る。)
- 二 地域手当
- 三 給与条例附則第二十五項第三号に掲げる特殊勤務手当
- 四 給与条例附則第二十五項第四号に掲げる特殊勤務手当
- 五 特地勤務手当
- 六 特地勤務手当に準ずる手当
- 七 へき地手当
- 八 へき地手当に準ずる手当
- 九 期末手当
- 十 勤勉手当
- 十一 定時制通信教育手当
- 十二 産業教育手当

第三条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第十二条その他の条例の規定による給与の減額(人事委員会の定めるものに限る。第五条第二項において「第十二条等減額」という。)に当たっては、この規則の規定(次条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもつて減額する額とする。

(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の特例)

第四条 平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間において平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年石川県人事委員会規則第九号)第三条第二項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十六年改正条例附則第九項又は第十項の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第五条 平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第二十五項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額(給与条例第十二条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一元未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第二十五項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額(給与条例第十二条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一元未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第二条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第十二条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十八年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。